

平成 19 年 6 月 29 日掲載

事業契約書（案）の変更箇所新旧対照表

| 該当箇所 | 変更前(H19.5.25) | 変更後(H19.6.29) |
|---|---|---|
| 事業契約書 なお書き | 狭山市議会の議決を得られたとき、 本契約とする。 | 狭山市議会の議決が得られたとき、 本契約とする。 |
| 事業契約約款(案) P1 第4条 見出し | (規定の適用関係) | (契約関係書類の適用関係) |
| 事業契約約款(案) P3 第15条 1 | 市は、必要あると認める場合、 | 市は、必要があると認めるときは、 |
| 事業契約約款(案) P4 第17条 1 | 市は、必要と認める場合、 | 市は、必要があると認めるときは、 |
| 事業契約約款(案) P5 第19条 1 P5 第21条 2 P15 第55条 4 P23 第70条 1 | ・・・ <u>うえで</u> | ・・・ <u>上で</u> |
| 事業契約約款(案) P5 第20条 4 | 12月29日から同月31日又は1月1 日から同月3日のいずれかに該当す るときは、 <u>その直後のそれらに該当 しない日とする。</u> なお、 <u>変更がある場 合は、</u> | 12月29日から同月31日までの日又 は1月1日から同月3日までの日の いずれかに該当するときは、 <u>これら の直後の該当しない日とし、変更の 必要があるときは、</u> |
| 事業契約約款(案) P7 第28条 1 | 市は必要あると認める場合、 | 市は、 <u>必要があると認めるときは、</u> |
| 事業契約約款(案) P7 第28条 2 | 市は前項において、 <u>必要あると認め る場合は、</u> | 市は、 <u>前項の場合において必要があ ると認めるときは、</u> |

| 該当箇所 | 変更前(H19.5.25) | 変更後(H19.6.29) |
|--|--------------------------------------|---|
| 事業契約約款(案) P9 第34条 2、4 P19 第65条 4(1)ア | 本施設等の設計、建設工事及び工事 監理費の費用 | 本施設等の設計、建設工事及び工事 監理の費用 |
| 事業契約約款(案) P10 第35条 2 | 本施設等の完成から【6ヶ月】以内 に | 本施設等の完成から6ヶ月以内に |
| 事業契約約款(案) P13 第47条 2 | 事業者からの要請がある <u>場合</u> 、 | 事業者からの要請がある <u>ときは</u> 、 |
| 事業契約約款(案) P15 第53条 2 | 市は前項において、 <u>必要</u> あると認め る場合は、 | 市は、 <u>前項の場合</u> において必要があ ると認めるときは、 |
| 事業契約約款(案) P16 第56条 3 | 本条第1項の <u>規程</u> により、 | 本条第1項の <u>規定</u> により、 |
| 事業契約約款(案) P17 第57条 1 | 事業者に対してサービスの対価を支 払う。 | 事業者に対して <u>維持管理及び運営業 務</u> のサービスの対価を支払う。 |
| 事業契約約款(案) P17 第60条 1 | 本来支払う必要のない該当する業務 のサービス対価の相当額について、 | 本来支払う必要のない該当する業務 のサービス対価の相当額（ <u>使用不可 施設応分、サービス対価未達分</u> ）に ついて、 |
| 事業契約約款(案) P18 第65条 1(2) | 本施設等の引渡しがなされないとき。 | 本施設等の引渡しがなされないとき。 <u>ただし、市及び事業者の合意に より引渡し予定日が変更された場合 は、この限りではない。</u> |
| 事業契約約款(案) P19 第65条 2(1) | 又はその見込みがないことが明らか になったとき。 | 又はその見込みがないことが明らか になったとき。 <u>ただし、市及び事業 者の合意により運営開始予定日が変 更された場合は、この限りではない。</u> |

| 該当箇所 | 変更前(H19.5.25) | 変更後(H19.6.29) |
|---|---|--|
| 事業契約約款(案) P20 第66条 2(1)ア P21 第68条 2(1)ア | ・・・の <u>うえ</u> | ・・・の <u>上</u> |
| 事業契約約款(案) P21 第67条 1 | 市は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設等の転用が必要となった場合、 <u>市は、</u> 事業者に対し | 市は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設等の転用が必要となった場合、事業者に対し |
| 事業契約約款(案) P23 第69条 2 | 市及び事業者は、通知がなされた時点以降、・・・その履行義務を免れる。市又は事業者は、 | 市及び事業者は、 <u>前項に規定する通知</u> がなされた時点以降、・・・その履行義務を免れる。 <u>この場合において、</u> 市又は事業者は、 |
| 事業契約約款(案) P24 第74条 | 事業者は、 | <u>市及び事業者は、</u> |

該当箇所のページ、章・節等の番号は、変更後のものを示しています。